

## 平成 25 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 25 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 26 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

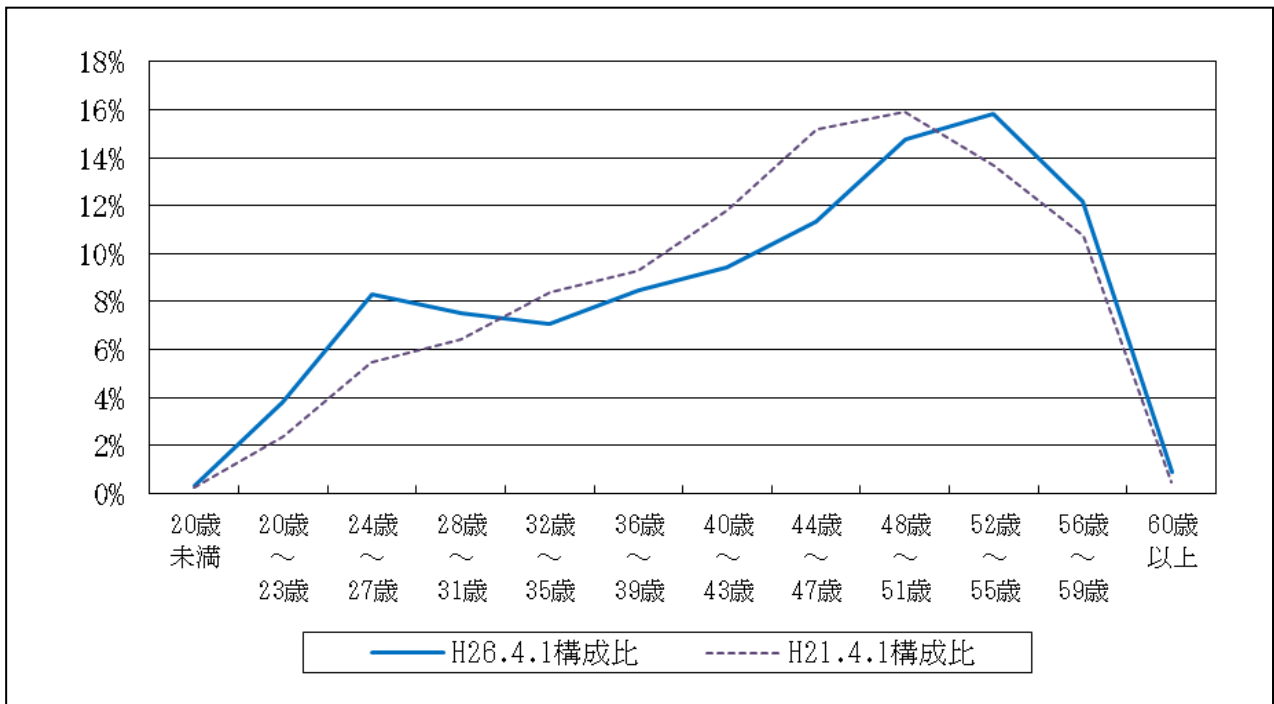
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 （各年 4 月 1 日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 25 年	平成 26 年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	676	682	6	新近代美術館の整備に伴う増
	民生・衛生	840	811	△29	公益法人等派遣の見直し、再任用短時間への振替
	商工・労働	247	243	△4	公益法人等派遣の見直し
	農 林 水 産	814	807	△7	試験研究業務の見直しによる減、再任用短時間への振替
	土 木	755	744	△11	富山大橋架け替え事業の進捗に伴う減、再任用短時間への振替
	小 計	3,332	3,287	△45	(参考:人口 10 万人当たり職員数 307 人)
部 特 門 別 行 政	教 育	8,933	8,907	△26	児童・生徒数の減による教職員数の減
	警 察	2,247	2,244	△3	業務統廃合に伴う減
	小 計	11,180	11,151	△29	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,041 人)
会 公 計 営 企 業 等	病 院	931	940	9	ハイケア・ユニットの開設、新棟建設業務に伴う増
	そ の 他	116	115	△1	再任用短時間への振替
	小 計	1,047	1,055	8	
合 計		15,559 [16,909]	15,493 [16,880]	△66 [△29]	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,446 人)

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



(平成26年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 50	人 588	人 1,291	人 1,168	人 1,096	人 1,316	人 1,460	人 1,757	人 2,286	人 2,456	人 1,886	人 139	人 15,493
構成比	% 0.3	% 3.8	% 8.3	% 7.5	% 7.1	% 8.5	% 9.4	% 11.3	% 14.8	% 15.9	% 12.2	% 0.9	% 100

(3) 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、平成21年度から平成26年度までの5年間で、職員数（基準：平成21年4月1日〔3,584人〕）の7.2%（257人）の削減、平成16年4月（4,159人）からの10年間で20%（832人）の削減を目標としたところ、平成21年4月からの5年間で8.3%（297人）、平成16年4月からの10年間で21.0%（872人）の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

《定員適正化計画の進捗状況：一般行政部門》

(各年4月1日現在、単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計	目標
職員数	3,584	3,479	3,423	3,364	3,332	3,287		3,327
増減数	(基準)	△105	△56	△59	△32	△45	△297	△257
増減率		△2.9%	△1.6%	△1.6%	△0.9%	△1.3%	△8.3%	△7.2%

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成22年度から平成27年度までの5年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数（基準：平成22年4月1日〔987人〕）の7.3%（72人）の削減を目標としていたところ、平成25年度に目標を達成し、さらに平成26年4月までの4年間で、7.8%（77人）の職員数を削減しています。

《定員適正化計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	計	目標
職員数	987	951	927	911	910			915
増減数	(基準)	△36	△24	△16	△1		△77	△72
増減率		△3.6%	△2.4%	△1.6%	△0.1%		△7.8%	△7.3%

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成23年度から平成28年度までの5年間で、職員数（基準：平成23年4月1日〔144人〕）の7.7%（11人）を削減することとしています。

《定員適正化計画の進捗状況：警察部門（警察官、専門的業務従事者等を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	計	目標
職員数	144	140	138	137				133
増減数	(基準)	△4	△2	△1			△7	△11
増減率		△2.8%	△1.4%	△0.7%			△4.9%	△7.7%

④ 適正化の手法（平成26年度実施内容）

- ア 組織の統廃合                      組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し                公共事業の減、試験研究の見直し等
- ウ 民間委託の推進                    民間提案制度の活用等

⑤ 行政改革による人員の削減状況

	H16. 4. 1 基準	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	累計
一般行政部門	4, 159	3, 703	3, 584	3, 479	3, 423	3, 364	3, 332	3, 287	－
	－	△ 160	△ 119	△ 105	△ 56	△ 59	△ 32	△ 45	△ 872
	－	△ 3. 8	△ 2. 9	△ 2. 5	△ 1. 3	△ 1. 4	△ 0. 8	△ 1. 1	△ 21. 0
特別行政部門	11, 633	11, 394	11, 324	11, 213	11, 258	11, 240	11, 180	11, 151	－
	－	△ 128	△ 70	△ 111	45	△ 18	△ 60	△ 29	△ 482
	－	△ 1. 1	△ 0. 6	△ 1. 0	0. 4	△ 0. 2	△ 0. 5	△ 0. 2	△ 4. 1
教育部門	9, 429	9, 145	9, 075	8, 969	9, 015	8, 986	8, 933	8, 907	－
	－	△ 118	△ 70	△ 106	46	△ 29	△ 53	△ 26	△ 522
	－	△ 1. 3	△ 0. 7	△ 1. 1	0. 5	△ 0. 3	△ 0. 6	△ 0. 3	△ 5. 5
警察部門	2, 204	2, 249	2, 249	2, 244	2, 243	2, 254	2, 247	2, 244	－
	－	△ 10	0	△ 5	△ 1	11	△ 7	△ 3	40
	－	△ 0. 5	0. 0	△ 0. 2	△ 0. 0	0. 5	△ 0. 3	△ 0. 1	1. 8
公営企業等	1, 048	1, 023	1, 042	1, 023	1, 008	1, 032	1, 047	1, 055	－
	－	17	19	△ 19	△ 15	24	15	8	7
	－	1. 6	1. 8	△ 1. 8	△ 1. 4	2. 3	1. 4	0. 8	0. 7
合 計	16, 840	16, 120	15, 950	15, 715	15, 689	15, 636	15, 559	15, 493	－
	－	△ 271	△ 170	△ 235	△ 26	△ 53	△ 77	△ 66	△ 1, 347
	－	△ 1. 6	△ 1. 0	△ 1. 4	△ 0. 2	△ 0. 3	△ 0. 5	△ 0. 4	△ 8. 0

注 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16. 4. 1 職員数）に対する比率です。

(4) 採用の状況（平成 25 年度）

①知事部局等 221 人採用（競争試験：86 人、選考：135 人）

※平成 24 年度 204 人採用（競争試験：75 人、選考：129 人）

②教育委員会 293 人採用（競争試験：1 人、選考：292 人）

※平成 24 年度 294 人採用（競争試験：5 人、選考：289 人）

③警察本部 91 人採用（競争試験：89 人、選考：2 人）

※平成 24 年度 108 人採用（競争試験：104 人、選考：4 人）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成 25 年度）

① 知事部局等

ア 一般職員 321 人（部長：8 人、次長：16 人、室長：23 人、  
課長：68 人、課長補佐：113 人、係長：93 人）

イ 教員 2 人（教授：1 人、准教授：1 人）

② 教育委員会

ア 一般職員 33 人（室長：5 人、課長：1 人、課長補佐：22 人、  
係長：5 人）

イ 教員 195 人（校長：83 人、教頭：112 人）

③ 警察本部

ア 一般職員 19 人（課長：1 人、管理官：2 人、課長補佐：9 人、  
係長：7 人）

イ 警察官 63 人（警視：9 人、警部：21 人、警部補：33 人）

注（ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成 25 年度）

① 知事部局等 254 人退職（※平成 24 年度 241 人退職）

② 教育委員会 379 人退職（※平成 24 年度 360 人退職）

③ 警察本部 123 人退職（※平成 24 年度 142 人退職）

## 2 職員の給与に関する事項

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
25年度	1,091,612	525,683,490	1,260,031	133,946,120	25.5
24年度	1,094,827	539,031,441	1,282,586	139,909,947	26.0

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、国の調査基準日の変更に伴い、25年度は平成26年1月1日時点、24年度は平成25年3月31日時点での人口を記載しています。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	14,437	62,470,549	10,961,594	23,037,507	96,469,650	6,682
24年度	14,511	66,258,067	10,948,339	23,336,879	100,543,285	6,929

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

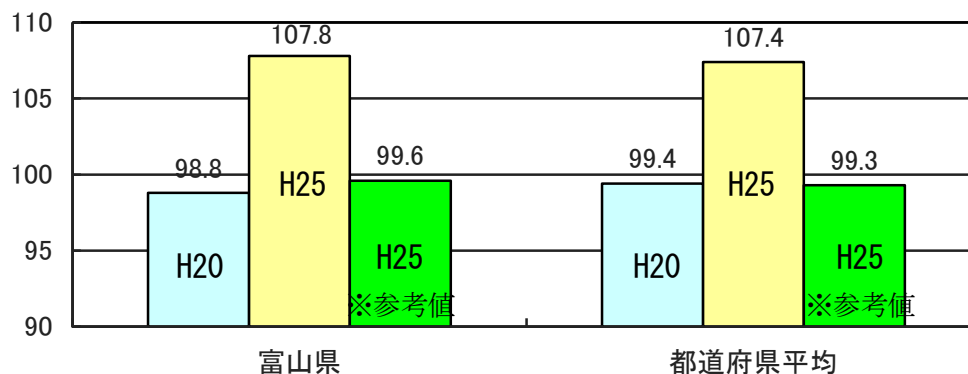
(3) 特記事項

・特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成 17～ 19 年度	平成 20～ 22 年度	平成 23. 4. 1～ 25. 6. 30	平成 25. 7. 1～ 26. 3. 31	平成 26 年度～
特別職	知事	△10%	△18%※	△18%※	△20%※	△17%※
	副知事等	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13. 77%※ 上記以外の者 △10. 77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%
	次長級～ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%
	課長補佐級～ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10. 77%※ 上記以外の者 △7. 77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —
	一般職員				富山市勤務者等 △7. 77%※ 上記以外の者 △4. 77%	

※地域手当の凍結分(平成 20～25 年度は△3%、平成 26 年度からは△2%)を含みます。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

注2 「参考値」は、国家公務員の時限的な給与改定特例法（2年間）による措置が無いとした場合の値です。

(5) 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700	570,100

注 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44歳4月	341,900円	418,300円
25年4月1日現在	44歳1月	344,300円	418,900円

注1 平均給料月額とは、平成26年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。（以下同様です。）

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。（以下同様です。）



②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	54歳7月	344,700円	380,500円
25年4月1日現在	52歳1月	354,700円	402,300円
うち運転手	53歳6月	349,100円	397,400円
25年4月1日現在	51歳2月	360,800円	422,900円
うち用務員	54歳7月	348,400円	367,200円
25年4月1日現在	53歳1月	350,700円	378,300円
うち学校給食員	54歳4月	348,100円	355,600円
25年4月1日現在	54歳6月	351,500円	358,300円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあるものです。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳11月	395,700円	440,000円
25年4月1日現在	46歳5月	397,100円	440,200円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44歳2月	373,400円	405,300円
25年4月1日現在	44歳7月	377,900円	408,600円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	39歳6月	321,200円	423,000円
25年4月1日現在	39歳7月	322,500円	423,600円

## (7) 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	174,700 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	177,200 円	—
警 察 職	大学卒	204,500 円	200,000 円
	高校卒	168,400 円	161,500 円

## (8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	経験年数	10 年以上	15 年以上	20 年以上
		15 年未満	20 年未満	25 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	285,100 円	335,200 円	371,100 円
	高校卒	225,700 円	266,600 円	329,100 円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	315,600 円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高等学校 教 育 職	大学卒	332,000 円	375,600 円	411,600 円
	短大卒	283,900 円	305,100 円	348,400 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	331,200 円	371,600 円	403,300 円
	短大卒	303,500 円	340,800 円	388,500 円
警 察 職	大学卒	303,700 円	351,900 円	381,600 円
	高校卒	264,200 円	313,300 円	359,400 円

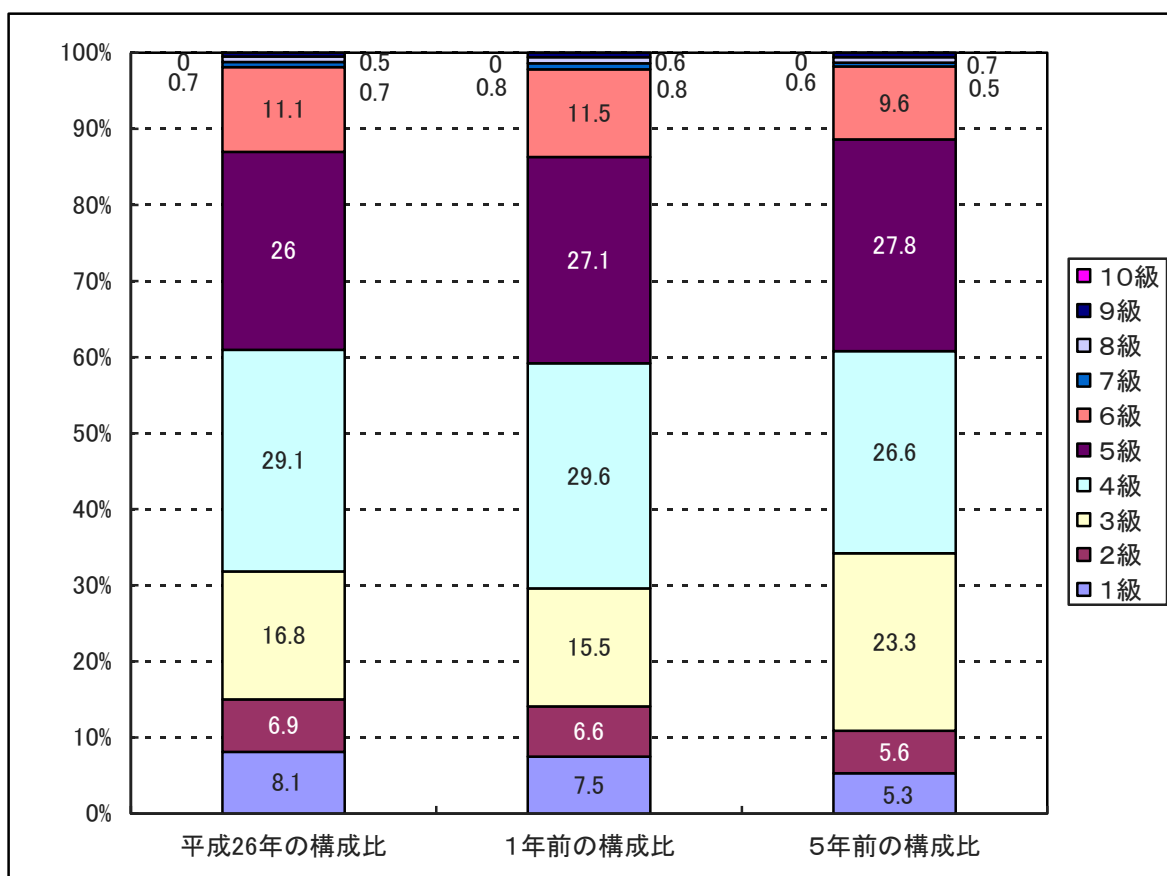
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	266	8.1	7.5	5.3
2級	主事、技師	228	6.9	6.6	5.6
3級	係長、主任	554	16.8	15.5	23.3
4級	係長、主任	960	29.1	29.6	26.6
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	856	26.0	27.1	27.8
6級	本庁の課長、出先機関の長	367	11.1	11.5	9.6
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	24	0.7	0.8	0.5
8級	本庁の次長	24	0.7	0.8	0.7
9級	本庁の部長	18	0.5	0.6	0.6
10級	本庁の部長	0	0	0	0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(10) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分を決定。

平成 26 年 1 月 1 日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1 月 1 日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,163 名中、上位区分に決定された者が 448 名（20.7%）、標準区分に決定された者が 1,709 名（79.0%）、下位区分に決定された者が 6 名（0.3%）であった。

(11) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（25 年度） 1,414 千円	—
(25 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5～10%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5～10%

注 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～106/100）を決定。

平成 26 年 6 月の勤勉手当において、行政職（知事部局）の職員 2,749 名中、上位区分（73.5/100～106/100）に決定された者が 810 名（29.5%）、標準区分（66/100～86/100）に決定された者が 1,930 名（70.2%）、下位区分（0/100～52.5/100）に決定された者が 9 名（0.3%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分 (勤続 43 年以上)	52.44 月分 (勤続 35 年以上)	最高限度額	52.44 月分 (勤続 43 年以上)	52.44 月分 (勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
	自己都合	勸奨その他			
1 人当たり 平均支給額	554 千円	23,839 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 25 年度決算）		123,498 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 25 年度決算）		15,646 円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率【注 1】	国の制度（支給率）
東京都特別区	12 人	18%【16%】	18%
大阪市	1 人	15%【13%】	15%
名古屋市	2 人	12%【10%】	12%
富山市	7,727 人	3%【1%】	3%
舟橋村	29 人	0%【0%】	3%
上記以外の県内市町村	7,471 人	0%【0%】	0%
医師	148 人	15%【13%】	15%
総計・平均支給率（注 2）	15,390 人	1.67%【0.64%】	1.67%

注 1 平成 26 年度から当分の間、本来の支給率から 100 分の 2 を減じた割合となっています。

注 2 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 25 年度決算）		1, 272, 611 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 25 年度決算）		183, 744 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 25 年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		44. 7% (10. 9%)	
手当の種類（手当数）		27 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額 740 円以内
指導訓練手当	消防学校、保育専門学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450 円 又は月額 11, 540 円
社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害者更生相談所等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額 10, 500 円以内又は日額 500 円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額 17, 420 円以内又は給料月額額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、高志学園等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額 80, 000 円以内又は勤務 1 回につき 9, 000 円以内又は勤務 1 時間につき 2, 100 円
夜間看護手当	高志学園、中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時までの看護等の業務	勤務 1 回につき 3, 300 円以内、通勤距離により 1, 140 円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒劇物を使用した研究</li> <li>・ 病理細菌の試験検査</li> <li>・ 汚水施設等を有する工場等の立入検査等</li> </ul>	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額の 100 分の 8 以内又は日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獣畜のと殺・解体</li> <li>・ 死亡家畜の解体検査等</li> </ul>	業務により給料月額の 100 分の 10 以内又は日額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の 100 分の 8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業取締、水産試験調査</li> <li>・ 渡船の運航</li> <li>・ ひき船作業</li> </ul>	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内



用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・ 山岳遭難者救助作業 ・ 銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務手当	教育職員	・ 非常災害時における児童の保護等 ・ 週休日の部活動での指導等	日額 12,800 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2 以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成25年度決算	3,280,208千円	502千円
平成24年度決算	3,189,117千円	482千円

⑥その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (25年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2) ①同じ ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,510,097	円 241,770
住居手当	(1)借家等 ①家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)自宅 1,300円	異	○国の制度 (1) ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)なし	千円 584,366	円 97,655
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,750円 (3)駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1)同じ  (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~24,500円 (3)なし	千円 1,430,742	円 105,465
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 419,623	円 2,163,007

	<p>欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給          医師・歯科医師          採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給          (最高支給月額 306,000 円)</p> <p>獣医師          採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給          (最高支給月額 35,000 円)</p>				
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給          23,000 円+加算額 (※)          ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上の場合に 6,000~45,000 円を加算</p>	同		千円 78,959	円 337,432
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給</p>	同		千円 1,144,599	円 723,971
休日勤務手当	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給          1 時間当たりの給与額×1.35×時間数</p>	異	<p>1 時間当たりの給与額の算定に、特勤手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。</p>	千円 424,506	円 64,929
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給          1 時間当たりの給与額×0.25×時間数</p>			千円 230,076	円 35,191
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎・設備の保全等 6,600 円</li> <li>・福祉施設等における管理監督 7,200 円</li> <li>・医療当直看護師等 6,700 円</li> <li>医師 20,000 円</li> </ul>	同		千円 498,667	円 283,494

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等 が臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した場 合に支給 ・管理職手当支給対象職員 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 ・県立大学長 6時間以下18,000円 6時間超 27,000円	同		千円 5,387	円 414,385
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 66,818	円 65,960
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 4級地 16% 2級地 8% 5級地 20% 3級地 12% 6級地 25%	同		千円 18,641	円 810,464
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて2,000～ 8,000円を支給			千円 575,780	円 72,562
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の10%(管 理職手当受給職員は8%)を 支給			千円 118,307	円 501,299
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担 任する教育職員に給料の 10%を支給			千円 125,317	円 491,438
へき地 手当	山間地等に所在する学校に 勤務する教育職員に給料及 び扶養手当の合計額に一定 割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			千円 40,303	円 411,255

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外		千円 23,666	円 180,656
--------------------	---	--	--------------	--------------

(12) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,105,000円 (1,300,000円)		
	副知事	918,000円 (1,020,000円)		
報 酬	議 長	910,000円		
	副議長	860,000円		
	議 員	780,000円		
期 末 手 当	知 事	(25年度支給割合)		
	副知事	2.95月分		
	議 長	(25年度支給割合)		
	副議長	2.95月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130万円×在職月数×0.65	40,560千円	(任期毎)
	副知事	102万円×在職月数×0.45	22,032千円	(任期毎)

注1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

#### (2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	平成 25 年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20 日 (1年あたり)	平均 10.1 日	平均 9.2 日	平均 5.3 日	
特別 休暇	夏期休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.6 日	平均 4.6 日	平均 4.0 日
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 9 人	取得者 2 人	取得者 1 人
	育児参加休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 51 人	取得者 19 人	取得者 4 人
	子の看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 303 人	取得者 373 人	取得者 51 人
	短期介護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 34 人	取得者 74 人	取得者 5 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通じて 90 分以内	取得者 31 人	取得者 9 人	取得者 4 人
病気休暇	原則 90 日以内	取得者 137 人	取得者 80 人	取得者 75 人	
介護休暇	6 月以内	取得者 1 人	取得者 2 人	取得者 1 人	

注 1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、平成 25 年 (H25. 1. 1～H25. 12. 31) の取得状況を記載しています。

注 2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、平成 25 年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

#### 4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	平成 25 年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 70 人	取得者 24 人	取得者 11 人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3 年を超えない期間	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 16 人	取得者 3 人	取得者 18 人
修学部分休業	大学等において修学する場合に 2 年を超えない期間で、1 週間を通じて 19 時間 20 分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
高齢者部分休業	55 歳（医師及び歯科医師については 60 歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1 週間を通じて 19 時間 20 分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人

注 取得者数は、平成 25 年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

#### 5 職員の分限及び懲戒処分状況

##### (1) 分限処分の状況

平成 25 年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	10 人	一人	一人	10 人
教育委員会	1 人	70 人	一人	一人	71 人
警察本部	一人	6 人	一人	一人	6 人
合計	1 人	86 人	一人	一人	87 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分状況

平成 25 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	一人	一人	3人	一人	3人
教育委員会	1人	4人	5人	5人	15人
警察本部	一人	一人	2人	一人	2人
合計	1人	4人	10人	5人	20人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 25 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	256 件	10 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	42 件	24 件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	2 件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	8 件	3 件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	514 件	65 件	22 件
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	13 件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	一件	63 件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	3 件	一件	一件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲において勤務しないこと	1 件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	34 件	一件	一件
合計	617 件	411 件	32 件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。



- (2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況  
平成 25 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	27 件	18 件	1 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1,799 件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注 2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第 17 条）

7 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況

平成 25 年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

① 知事部局等

研 修 名		延べ開講日数	修了者数
繰返し研修		67 日	1,015 人
	新任所属長研修	3 日	32 人
	新任所属長代理研修	3 日	49 人
	新任係長研修	9 日	80 人
	職員 3 年目研修	36 日	98 人
	新任職員研修	13 日	448 人
	ステップ 1 研修 (34 歳)	1 日	97 人
	ステップ 2 研修 (40 歳)	1 日	139 人
	ステップ 3 研修 (46 歳)	1 日	72 人
単位制研修		67 日	906 人
	課長クラス向け研修	4 日	57 人
	課長補佐クラス研修	12 日	166 人
	係長クラス研修	12 日	127 人
	主任クラス向け研修	23 日	233 人
	主事・技師クラス向け研修	16 日	323 人
キャリア開発研修		95 日	562 人
	管理者 (合同) 研修	2 日	107 人
	事務職員総合研修	3 日	43 人
	若手職員キャリアアップ研修	1 日	28 人
	女性職員キャリアサポート研修	1 日	30 人
	キャリアデザイン (Ⅰ) 研修	2 日	57 人
	キャリアデザイン (Ⅱ) 研修	1 日	22 人
	中堅職員交流研修会	1 日	9 人
	仕事・子育て両立支援研修	1 日	23 人
	その他	83 日	243 人
合 計		229 日	2,483 人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

② 教育委員会

		研 修 名	開講日数	受講者数	
	年次研修	初任者研修会	小・中・高・特	20日	172人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	27人
			養教	14日	18人
			学栄	14日	1人
		6年次教職員研修会		4日	128人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	13日	103人
16年次教職員研修会	小・中・高・特	延べ18時間	76人		
基 本	管理職研修	小・中学校校長研修会		1日	276人
		小・中学校初任校長研修会		2日	41人
		県立学校校長研修会		1日	59人
		県立学校初任校長研修会		1日	19人
		「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		2日	80人
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	147人
		園長等運営管理協議会		2日	65人
		小・中学校教頭研修会		1日	300人
		小・中学校初任教頭研修会		2日	57人
		県立学校教頭研修会A		1日	39人
		県立学校教頭研修会B		1日	23人
		県立学校教頭研修会		1日	116人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	56人
研 修	職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		3日	58人
		新任教務主任研修会(県立)		3日	25人
		県立学校等教務主任研修会		1日	73人
		生徒指導主事研修会	小・中	1日	304人
			高・特	1日	70人
		校内研修活性化研修会		3日	44人
		保健主事研修会		1日	162人
		給食主任研修会		1日	152人
		特別支援学級等新任担当教員研修会		5日	72人
		特別支援教育研修会(小・中学校、高等学校)		4日	236人
		特別指導者招へい研修講座		10日	22人
		養護教諭研修会		1日	353人
		養護教諭1/3研修会		1日	91人
		栄養教諭・学校栄養職員研修会		2日	220人
		学校給食指導者研修会		2日	68人
		学校事務職員会計事務研修会		1日	26人
		衛生管理研修会		1日	63人
		県立学校校務助手等研修会		1日	30人
		交通安全講習会		1日	86人

		研 修 名	開講日数	受講者数
専	理科	理科教育講座	8日	65人
		高等学校理科実験実技研修会	2日	28人
	英語	英語教員研修会	3日	81人
	体育	小学校体育実技指導者講習会	1日	88人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	65人
		運動部活動指導者研修会	2日	47人
		水泳指導者講習会	1日	43人
		集団登山引率者講習会	4日	60人
	商業	高等学校商業教育実技研修会	2日	4人
	産業	産業教育新技術等講習会	6日	122人
門	教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	202人
		小学校教育課程研究協議会	1日	1,366人
		中学校教育課程研究協議会	1日	590人
		高等学校教育課程講習会	1日	650人
		特別支援学校教育課程研究協議会	1日	199人
教育相談	学校カウンセリング講座	10日	259人	
生活指導	生徒指導セミナー	6日	333人	
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	280人	
研	情報教育	デジタル教材活用研修会	6日	68人
		授業力向上のためのICT活用研修会	4日	43人
		基礎からの情報教育研修会	5日	81人
		情報モラル・セキュリティ研修会	8日	22人
修	特別支援教育	特別支援教育講座	4日	63人
		特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	31人
		発達障害教育研修会	2日	45人
		特別支援教育コーディネーター研修会	4日	54人
図書館教育	図書館教育講習会	1日	16人	
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	2日	8人	
学校経営	小・中学校経営研修会	小・中学校経営研修会	3日	39人
		県立学校経営研修会	3日	30人
保育	保育技術協議会	2日	86人	

③ 警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数		
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	4人		
	任用科	警部本課程（49歳未満）	4月	10人	
		警部特別短期課程（49歳以上56歳未満）	2週	6人	
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	4人	
		教官養成科	1月	2人	
		専科	5日～37日	29人	
		指定職種任用科	5日～19日	8人	
		研究科	10日～66日	1人	
		術科指導者養成科	4月	－人	
		術科講習	5日	－人	
		特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月	1人
			捜査幹部養成科	2週	1人
	国際警察センター	語学研修科・専科	10日～325日	10人	
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	93日	4人	
附属警察情報通信学校	専科	5日～29日	4人		
管区警察学校	任用科	警部補（46歳未満）	8週	23人	
		巡査部長（41歳未満）	6週	53人	
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	6人	
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	7人	
	専科	5日～26日	54人		
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	79人	
		新規採用の一般職員	23日	8人	
		初任補修科	3月又は2月	85人	
	任用科	警部補（46歳以上）	12日	7人	
		巡査部長（41歳以上）	12日	6人	
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	48人	
		専科	3日～2週	334人	
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現任科	3日～85日	11人		

(2) 人事評価の状況

① 勤務評価の状況

職員の勤務成績の評価の状況は、次のとおりです。

ア 知事部局等

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

イ 教育委員会

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

ウ 警察本部

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

知事部局等では、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々

に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成25年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,509人	3,260人	1,766人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,487人	3,871人	876人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,481人		1,142人
健康管理	健康相談	希望職員	926人	健康管理所置 56校 心の健康管理医 4人委嘱	430人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	336人	—	772人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	180人	545人	162人
福利厚生事業に係る決算額			千円 97,402	千円 214,902	千円 19,931
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 1,964	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成25年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	医療の給付 高額療養費 出産費	95,155	992,370	174,099	1,800,801	52,047	606,805
	休業給付 傷病手当金 育児休業手当金	771	113,874	1,518	268,962	117	18,747
	災害給付 災害見舞金	1	1,152	1	501	—	—
附加給付等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	808	27,462	2,227	92,369	524	22,560
計		96,735	1,134,858	177,845	2,162,633	52,688	648,112

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。



(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成 25 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	56	3,882	71	8,876	43	13,524
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	5	19,728	1	3,595	1	4,342
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,377	9	17,928	10	28,133
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	14	19,922	13	5,963	11	6,457
計		78	49,909	94	36,362	65	52,456

9 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

平成25年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員 (a)	申込 者数 (b)	申込 倍率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験			最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		拡大枠合格者 (31～35歳)		試験日	
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)		人 数 (g)	比 率 (g/f)	人 数 (h)	比 率 (h/f)		
上 級	総合行政	56	495	8.8倍	391	79.0%	111	3.5倍	101	91.0%	56	7.0倍	27	48.2%	4	7.1%	(第一次) 平成25年6月30日  (第二次) 平成25年7月19,20日, 7月29～31日, 8月1,2,5,6日
	警察事務	5	83	16.6倍	55	66.3%	8	6.9倍	8	100.0%	3	18.3倍	2	66.7%	0	0.0%	
	心理	2	18	9.0倍	14	77.8%	6	2.3倍	5	83.3%	2	7.0倍	2	100.0%	0	0.0%	
	環境	2	30	15.0倍	26	86.7%	6	4.3倍	6	100.0%	3	8.7倍	0	0.0%	0	0.0%	
	薬剤師	5	9	1.8倍	8	88.9%	8	1.0倍	7	87.5%	6	1.3倍	2	33.3%	2	33.3%	
	管理栄養士	1	23	23.0倍	20	87.0%	6	3.3倍	5	83.3%	1	20.0倍	1	100.0%	0	0.0%	
	工業化学	1	16	16.0倍	12	75.0%	5	2.4倍	4	80.0%	1	12.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
	農業	2	21	10.5倍	13	61.9%	6	2.2倍	6	100.0%	2	6.5倍	1	50.0%	0	0.0%	
	林業	2	9	4.5倍	8	88.9%	5	1.6倍	4	80.0%	2	4.0倍	1	50.0%	0	0.0%	
	水産	2	13	6.5倍	10	76.9%	5	2.0倍	5	100.0%	2	5.0倍	0	0.0%	1	50.0%	
	総合土木	14	47	3.4倍	35	74.5%	28	1.3倍	27	96.4%	18	1.9倍	4	22.2%	0	0.0%	
	建築	2	11	5.5倍	9	81.8%	6	1.5倍	6	100.0%	2	4.5倍	0	0.0%	0	0.0%	
	電気	2	22	11.0倍	14	63.6%	6	2.3倍	4	66.7%	2	7.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
	特別募集 薬剤師	4	6	1.5倍	6	100.0%	6	1.0倍	5	83.3%	3	2.0倍	1	33.3%	0	0.0%	
計	100	803	8.0倍	621	77.3%	212	2.9倍	193	91.0%	103	6.0倍	41	39.8%	7	6.8%		
中 級	臨床検査技師	1	12	12.0倍	9	75.0%	5	1.8倍	3	60.0%	2	4.5倍	2	100.0%	—	—	(第一次) 平成25年9月29日
	計	1	12	12.0倍	9	75.0%	5	1.8倍	3	60.0%	2	4.5倍	2	100.0%	—	—	
初 級	一般事務	3	51	17.0倍	41	80.4%	9	4.6倍	9	100.0%	3	13.7倍	3	100.0%	—	—	(第二次) 平成25年10月21日, 10月28日
	一般事務(身体障害者)	2	11	5.5倍	9	81.8%	6	1.5倍	6	100.0%	2	4.5倍	2	100.0%	—	—	
	警察事務	2	28	14.0倍	22	78.6%	7	3.1倍	7	100.0%	3	7.3倍	3	100.0%	—	—	
	計	7	90	12.9倍	72	80.0%	22	3.3倍	22	100.0%	8	9.0倍	8	100.0%	—	—	
職員総計	108	905	8.4倍	702	77.6%	239	2.9倍	218	91.2%	113	6.2倍	51	45.1%	—	—		
警 察 官	男性警察官A(第1回)	26	328	12.6倍	203	61.9%	100	2.0倍	79	79.0%	30	6.8倍	—	—	—	—	(第一次) 平成25年7月14日 (第二次) 平成25年8月9日, 8月27,28,29日
	男性警察官A(武道(剣道))	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	—	—	—	—	
	男性警察官A(武道(柔道))	1	0	0.0倍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	女性警察官A(第1回)	6	94	15.7倍	56	59.6%	20	2.8倍	15	75.0%	6	9.3倍	—	—	—	—	
	男性警察官A(第2回)	8	180	22.5倍	87	48.3%	33	2.6倍	28	84.8%	10	8.7倍	—	—	—	—	
	女性警察官A(第2回)	2	33	16.5倍	13	39.4%	8	1.6倍	6	75.0%	4	3.3倍	—	—	—	—	
	男性警察官B	23	181	7.9倍	129	71.3%	89	1.4倍	81	91.0%	26	5.0倍	—	—	—	—	(第一次) 平成25年9月22日 (第二次) 平成25年10月25日, 11月11,12,13日
	女性警察官B	6	58	9.7倍	30	51.7%	20	1.5倍	15	75.0%	6	5.0倍	—	—	—	—	
計	73	875	12.0倍	519	59.3%	271	1.9倍	225	83.0%	83	6.3倍	—	—	—	—		

注 「警察官A」「警察官B」は富山県を第一志望とした者の数です。

## ② 受験資格（平成 25 年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 53 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 26 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 ・ 免 許
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成 26 年 3 月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 26 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は平成 26 年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受 験 資 格
中 級	臨床検査技師	昭和 59 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者で臨床検査技師免許を有する者又は平成 26 年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
	一 般 事 務	平成 4 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者
初 級	一 般 事 務 (身体障害者対象)	昭和 53 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6 級） イ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 エ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）
	警 察 事 務	平成 4 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男性警察官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 26 年 3 月までに卒業見込みの者
女性警察官 A	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 26 年 3 月までに卒業見込みの者
男性警察官 B	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 26 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女性警察官 B	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 26 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成 25 年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	25. 5. 15	25. 5. 17 ~ 25. 6. 4 ※25. 5. 17 ~ 25. 5. 30	25. 6. 30	25. 7. 9	25. 8. 21
中 級	25. 5. 15	25. 8. 8 ~ 25. 8. 29 ※25. 8. 8 ~ 25. 8. 26	25. 9. 29	25. 10. 10	25. 11. 6
初 級	25. 5. 15	25. 8. 8 ~ 25. 8. 29 ※25. 8. 8 ~ 25. 8. 26	25. 9. 29	25. 10. 10	25. 11. 6
初 級 (身体障害者対象)	25. 5. 15	25. 8. 8 ~ 25. 8. 29 ※25. 8. 8 ~ 25. 8. 26	25. 9. 29	25. 10. 10	25. 11. 6
男性警察官 A (第1回)	25. 5. 15	25. 5. 17 ~ 25. 6. 11 ※25. 5. 17 ~ 25. 6. 6	25. 7. 14	25. 7. 25	25. 9. 6
男性警察官 A (第2回)	25. 5. 15	25. 8. 8 ~ 25. 8. 29 ※25. 8. 8 ~ 25. 8. 26	25. 9. 22	25. 10. 10	25. 11. 22
女性警察官 A (第1回)	25. 5. 15	25. 5. 17 ~ 25. 6. 11 ※25. 5. 17 ~ 25. 6. 6	25. 7. 14	25. 7. 25	25. 9. 6
女性警察官 A (第2回)	25. 5. 15	25. 8. 8 ~ 25. 8. 29 ※25. 8. 8 ~ 25. 8. 26	25. 9. 22	25. 10. 10	25. 11. 22
男性警察官 B	25. 5. 15	25. 8. 8 ~ 25. 8. 29 ※25. 8. 8 ~ 25. 8. 26	25. 9. 22	25. 10. 10	25. 11. 22
女性警察官 B	25. 5. 15	25. 8. 8 ~ 25. 8. 29 ※25. 8. 8 ~ 25. 8. 26	25. 9. 22	25. 10. 10	25. 11. 22

注 ※は、インターネットで申し込む場合の受付期間です。

## (2) 選考の状況

## ① 採用選考の実施結果（平成 25 年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	部局			教育委員会			議会・ 委員会	合計
		知事部局	企業局	警察本部	事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長								
	次長	1			2			3	
	室長								
	課長	1			10			11	
	課長補佐				6			6	
	係長			2				2	
	係員								
	小計	2		2	18			22	
一般職員 技術系	部長								
	次長	1						1	
	室長								
	課長	2						2	
	課長補佐	1						1	
	係長								
	係員	13		2				15	
	小計	17		2				19	
警察官	警視			2				2	
	警部			5				5	
	警部補			8				8	
	巡査部長			6				6	
	巡査長								
	巡査								
	小計			21				21	
計	19		25	18			62		

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成25年度人事委員会実施分）

職員区分	部局		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
	昇任の職	後層等				事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員	事務	部長	5						1	6
		次長	5	1					1	7
		室長	6			4				10
		課長	27		3	6	2			38
		課長補佐	47	1	5	10	8	3	2	76
		係長	40		6	5	2			53
		(小計)	130	2	14	25	12	3	4	190
	技術	部長	3							3
		次長	6							6
		室長	19	1						20
		課長	42	2						44
		課長補佐	73	3				1		77
		係長	60	1	1					62
(小計)	203	7	1			1		212		
合計		333	9	15	25	12	4	4	402	
警察官	警視	部長			3					3
		参事官			8					8
		課長			16					16
		(小計)			27					27
	警部	次席			11					11
		総括実務指導官			1					1
		(小計)			12					12
	警部補	主任実務指導官			18					18
		係長総括			12					12
		(小計)			30					30
巡査長	実務指導官			21					21	
巡査長				77					77	
合計				167					167	

10 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

人事委員会は、平成25年10月15日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告を行いました。

なお、報告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 給与の改定

① 月例給

<公民給与の比較>

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.01%（53円）上回っている。

なお、特例条例による減額後の職員給与と比較すると職員給与が民間の給与を1人当たり平均2.26%（8,375円）下回ることになる。

[4月分給与公民較差]

- ・特例条例による減額前  $\Delta 53$ 円 ( $\Delta 0.01\%$ )
- ・特例条例による減額後 8,375円 ( 2.26%)

(行政職平均給与月額 減額前 373,439円 減額後365,205円 (平均年齢44.0歳))

減額措置の内容:(1)給料 部長級 $\Delta 3\%$ 、その他管理職 $\Delta 2\%$ 、(2)地域手当 $\Delta 3\%$

なお、本年7月からは、東日本大震災を契機とした国からの要請や地方交付税等の削減を踏まえた職員給与の臨時的減額措置（給料月額の減額率：一般 $\Delta 4.77\%$ 、課長補佐～主任 $\Delta 7.77\%$ 、課長級以上 $\Delta 10.77\%$ ）が実施されている。

<月例給の改定>

公民較差が小さいこと(※)、人事院が月例給の改定を見送ったこと、減額措置後の実際の支給額では民間を下回っていることなどを総合的に勘案し、月例給を据え置き

(※ 職員の給与は、特例条例の減額措置前のものを基礎として民間給与と比較)

② 期末・勤勉手当

県職員の支給月数は、民間（3.94月）とおおむね均衡しており、据置き 3.95月

③ 給与制度の総合的見直しについて

- ・ 人事院は、今年度の給与報告において、給与減額支給措置終了後、給与制度の総合的な見直しを実施することができるよう、所要の準備を進めることとし、具体的な課題として、地域間の給与配分の在り方や世代間の給与配分の在り方などを掲げ、今後、検討を行うとしている。
- ・ 国家公務員の給与制度の見直しは、地方公務員にも影響を及ぼすことから、本県においても、こうした国の動向等を十分注視していく必要がある。

(2) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

- ・ 行政課題の複雑・高度化や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、有為で多様な人材を確保することが不可欠である。
- ・ U・Iターン希望者の増加や国家公務員などの様々な採用試験の取組みを踏まえ、採用試験における社会人枠の設定など、時代に対応した職員の採用について検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努めていきたい。
- ・ 身体障害者を対象とした採用試験においては、今年度から点字試験を導入し、視覚障害者の受験機会を拡大したところであり、引き続き、障害者の採用に努めていく必要がある。
- ・ 民間企業の就職活動時期については、平成27年度卒業・修了予定者からの後ろ倒しの検討が進められており、国家公務員採用試験の日程などについても必要な検討が行われることとなっていることから、今後、国の動向を注視していく必要がある。

## ② 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 時代の要請に対応しつつ、県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、職員一人ひとりが資質・能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが必要である。
- ・ 能力を伸ばし、勤労意欲を高めるための研修や職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を、引き続き推進していくことが求められる。
- ・ 富山県男女共同参画推進条例の基本理念として掲げられている「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域の拡大を推進していく必要がある。

## ③ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 目標による管理を取り入れた仕事の進め方の定着や能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の能力開発意欲を高め、職務遂行意欲の醸成を図ることが必要である。
- ・ 今後とも、職員の能力向上と意欲向上、また、効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

## (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### ① 時間外勤務の縮減等

- ・ ここ数年、増加傾向にあった時間外勤務時間は、昨年度、減少したものの、一部職員には、依然として、長時間の時間外勤務を行っている実態が見受けられることから、今後とも、時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得などに努め、総勤務時間の短縮に向けた粘り強い取組みを進めていく必要がある。
- ・ 学校現場においては、職務の性格上、総勤務時間の短縮は他の機関に比べ容易ではない面があり、それぞれの学校ごとに、職場全体で時間外勤務の縮減に向けた機運の



醸成や具体的な取組みを行うとともに、そうした取組みを適宜検証し、より実効性を高めることが必要である。

## ② 育児等を行う職員の両立支援の推進

- ・ 「子育て支援推進員」など、職場を挙げた子育てしやすい環境づくりや、子の出生に際し、男性職員が育児休業または連続5日以上 of 休暇を取得する「応援！子育てパパ運動」の取組みを進めている。また、人事院は、育児や介護を行う職員のフレックスタイム制や短時間勤務制の適用範囲の拡大等について検討を進めるとしており、本県においても、国の動向等を注視していく必要がある。引き続き、各種制度の積極的な活用を図り、育児・介護等を行う職員の仕事と家庭の両立支援を推進していくことが重要である。
- ・ なお、人事院は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、休業を認める配偶者帯同休業法の制定について意見の申出を行ったところであり、地方公務員への制度導入について、国の動向等を注視していく必要がある。

## (4) 健康管理の推進等

- ・ メンタルヘルス疾患は、より長期間の療養を必要とし、職員本人はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、その対策は重要な課題であり、予防、早期発見・早期対応に取り組むとともに、病気休職者等の円滑な職場復帰についても、引き続き取り組むことが必要である。
- ・ セクシャル・ハラスメント対策やパワー・ハラスメント対策については、引き続き、相談体制の充実など、職員にとって相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要である。

## (5) 雇用と年金の接続

- ・ 年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員は、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされた。
- ・ 人事院は、再任用の円滑な実施や高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直しなどの取組みが必要としており、こうした動きを注視するとともに、本県においても、現行の再任用制度を基礎としながら、雇用と年金の確実な接続が図られるよう、再任用の在り方を検討する必要がある。
- ・ 再任用を円滑に実施するため、制度を職員に十分に周知するとともに、職務形態、勤務地などのきめ細やかな希望聴取を行い、職域の開拓や短時間勤務の勤務時間数を複数設けるなどの工夫、再任用職員の能力と経験の有効活用などの検討も進める必要がある。

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度において、措置要求事案はありません。

12 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度において、不利益処分に関する不服申立ての状況は、以下の表のとおりです。

区分	H25.3.31 現在 未処理件数	H25.4.1～ H26.3.31 の 不服申立て件数	H25.4.1 ～ H26.3.31 の処理件数	左の内訳		H26.3.31 現在 未処理件数
				H25.3.31 現在未処理 件数に係る 処理件数	H25.4.1～H26.3.31 の不服申立て に係る処理件数	
分 限 処 分	降給	—	—	—	—	—
	降任	—	—	—	—	—
	休職	—	—	—	—	—
	免職	0	1	0	0	1
懲 戒 処 分	戒告	—	—	—	—	—
	減給	—	—	—	—	—
	停職	—	—	—	—	—
	免職	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
計	0	1	0	0	0	1

※不服申立て事案（1件）については、平成26年7月に処理済み。